

サービスの提供事業所の承認に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
安全設備規則
無線設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
安全設備規則検査要領

改正事項

サービスの提供事業所の承認に関する事項

改正理由

IACS は、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所（以下、事業所という。）が必要な能力を有していることを確認するための事業所承認に関する要件を統一規則 Z17 に規定している。同統一規則については、IACS にて継続的に見直しを行っており、その都度本会規則への取入れを行っている。

この程、IACS は、旗国による団体の認証及び監視に関する要件を規定する RO コード（決議 MSC.349(92)及び決議 MEPC.237(65)）の要件との整合を図るべく当該規則の見直しを行い、統一規則 Z17(Rev.11)として 2015 年 6 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.11)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 海底資源掘削船（MODU）に対するサービスを行う事業所が本規則の対象となることを明記した。
- (2) 事業所がコンピュータをデータ管理の為に使用する場合には、当該事業所が使用するソフトウェアの性能を文書化する旨規定した。
- (3) IACS 統一規則 Z17(Rev.11)中の事業所が行う検査を意味する” inspection” に対応する用語を「検査」に統一した。
- (4) 安全設備（無線を使用するものを含む。）の整備等を行う事業所の資格に関する要件を改めた。